



In the Spotlight

一般事業会社における IFRS 第 9 号に基づく予想信用損失

2020 年 4 月 3 日

一般事業会社は新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の世界的な大流行の中で、予想信用損失 (ECL) に関する IFRS 第 9 号の要求事項をどのように適用すべきか

要点

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の世界的な大流行 (パンデミック) は、広範囲にその影響を及ぼしており、それは今後も続くでしょう。世界各地で、政府は、大規模な隔離政策、社会的距離の確保促進、入国制限、必要不可欠でないサービスの停止、影響を受ける企業や個人に対する多額の (場合によっては無制限の) 財政支援提供の表明など、過去に例を見ない施策を取り入れてきました。医学的な影響が猛烈な速度で出現し進行しているのと同様に、経済環境や信用環境への影響も深刻化しています。

全ての業界において、COVID-19 は会計および財務報告の多くの領域に影響を与えるでしょう。これについては PwC の [In depth INT2020-02「新型コロナウイルス感染症が会計処理に及ぼす影響」](#) (和訳は[こちら](#)) で概説されています。国際会計基準審議会 (IASB) は、2020 年 3 月に、[IFRS 第 9 号および COVID-19 に関する短い文書](#) を公表しました。各国の規制当局もまた、金融機関に追加ガイダンスを提供しています。しかし、追加的な運転資本の確保に関するプレッシャーと、債権の信用リスク増加の可能性に、全ての業界の企業が直面しています。本文書では、一般事業会社 (すなわち、金融機関以外の企業) が、IFRS 第 9 号に基づく予想信用損失 (ECL) の要求事項の対象となる営業債権、契約資産、リース債権、連結会社間貸付金およびその他の金融資産について予想信用損失を測定する際の影響に焦点を当てます。

本文書は予想信用損失に焦点を当てていますが、その一方で、ヘッジ会計を継続する能力や債務の条件変更または運転資本の改善計画の影響を含む、IFRS 第 9 号に関連するその他の論点が存在します。企業は、すべての潜在的な会計上の論点を考慮するよう注意しなければなりません。このような論点に関するさらに詳しいガイダンスは上記の [In depth INT2020-02](#) において取り扱っています。

1. IASBの主要なメッセージ

上述のとおり、2020年3月、IASBは、COVID-19の世界的な大流行によって生じた不確実性を考慮したIFRS第9号の適用に関する短い文書を公表しています。IASBによるこの文書は、IFRS第9号の首尾一貫した強固な適用の支援を目的としています。IASBは、現在の状況における予想信用損失の見積りの困難性を認め、「COVID-19や政府支援策の具体的な影響を合理的で裏付け可能な基礎に基づいて織り込むことは現時点では困難である可能性が高い」としています。しかし、IASBは、「経済状況の変化は、企業が適用するマクロ経済シナリオや、そのウエイト付けに反映しなければならない」とも明確に述べています。

全ての企業（金融機関以外の企業を含む）を対象とする主要なメッセージには、次を含みます。

- 企業は、可能な限り、過去、現在および将来予測的な入手可能なすべての合理的で裏付け可能な情報を使用すべきである。
- IFRS第9号は、明確な線引きも機械的なアプローチも規定していない。

以下では、上記およびその他のガイダンスが一般事業会社に及ぼす影響についてPwCが考察します。

2. 予想信用損失(ECL)の測定と開示ー基本原則の確認および変化し続ける環境の影響

COVID-19から生じる不確実性は大きく、状況の変化が生じることは確実ですが、PwCはこれが企業による予想信用損失の見積りを妨げるとは考えていません。予想信用損失の見積りは困難を伴いますが、これは、入手可能な合理的で裏付け可能な情報に基づいた影響の見積りが不可能であることを意味しません。IFRS第9号への移行に際して減損引当金の著しい増加を認識した一般事業会社は少ないものの、現在の環境下においては、予想信用損失がより多額となる可能性が高いでしょう。以下は、留意すべきいくつかの有用なポイントです。

- IFRS第9号は、予想信用損失が、一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額を反映することを要求していますが、この要求事項を満たすような生じ得る結果の範囲の評価には、重要な判断が必要となるでしょう。特に、貸付金や重大な金融要素を有する営業債権および契約資産など長期の債権については留意が必要です。偏りのない見積りとは、過度に楽観的でも過度に悲観的でもない見積りを指します。
- 事象の拡大の速度を考慮すると、2020年3月の年度末または期中財務報告書のための予想信用損失の測定は特に困難となる可能性が高いといえます。企業は、過去の事象、現在の状況および将来の経済状況の予測に関する入手可能な最善のデータに基づいた見積りを実施する必要があります。引当マトリクスにおける予想損失率の修正や、原則的なモデル(使用する場合)の補正が必要となります。報告日現在の状況の評価に関連する新しい情報が存在しないかどうか、事実および状況のアップデートを監視し続ける必要があります。
- 予想信用損失の見積りに用いられる方法に関しては、すべての状況に適合する単一の方法はなく、地域の状況や入手可能なデータなどの要因によって、異なるアプローチが最善となる可能性があります。特定の債務者は、一部の国では政府支援を受けられても、他の国では受けられない可能性があります。このような支援は、キャッシュ・フローの不足を補う目的で設計されていますが、支援によっては実施に時間がかかり、実施された場合も、企業は賃料や従業員の給与などの支払いをその他の仕入先等への支払いよりも優先する可能性があります。したがって、政府支援が顧客の支払遅延や債務不履行の可能性に及ぼす影響を考慮する際には、慎重に検討を行う必要があります。
- IFRS第9号は、企業に対し、常に複数のシナリオを考慮することを求めています。しかし、良好な経済環境の下では結果に重大な違いがなかったことから、多くの企業では複数のシナリオを考慮してこなかった可能性があります。しかし、このアプローチは、特に長期の貸付金や、重大な金融要素が存在する営業債権および契約資産を有する企業については、もはや適切ではない可能性があります。

多くの国においては、経済状況の悪化について疑いの余地はほとんどなく、このことを企業が適用するマクロ経済シナリオやそれらのシナリオに適用するウエイト付けに反映する必要があります。例えば、企業は、より深刻なダウンサイドを反映する1つまたは複数のシナリオを追加し、また、ダウンサイドシナリオに配分されるウエイトを高める可能性があります。中心となるシナリオで債務不履行の可能性が非常に低いと仮定することは、裏付けが困難である可能性があります。見積りは、報告日現在の状況の評価に関連する追加的な情報が入手可能になるにつれて精緻化されることになります。

- 予想信用損失を測定する際に、金融保証またはその他の形態の信用保険は、金融資産と不可分である場合のみ考慮されます。一部の企業グループで見られる一般的な例として、子会社が特定の顧客への販売を信用保険または信用状がない限り認められていない場合が挙げられます。企業が金融保証や信用保険を考慮することができる場合であっても、これらが可能とするのは損失リスクを減少させることのみで、債務不履行の可

能性を減少させるものではないことに留意すべきです。また、経営者は、保証や保険契約を提供する当事者が要求された場合にその義務を果たせる可能性が高いかどうかを考慮する必要があります。これは特に、個別財務諸表におけるグループ内企業間の保証について関連性が高い可能性があります。

- 契約上の支払期日が延長されたり、契約上の支払期日より受取が遅れることが見込まれたりする場合、失われた貨幣の時間価値に対して追加的な対価を受け取るか、実効金利が0%である場合を除き、予想信用損失が生じる可能性があります。これは、特に、リース債権、一部の契約資産および貸付金のような長期の債権に影響を与える可能性があります。しかし、金利が低い地域においては、この影響は、信用リスク(すなわち、最終的に支払いを受けられないリスク)の影響に比べて相対的に小さい可能性があります。
- IAS第1号第82項は、IFRS第9号の減損損失を損益計算書本体に独立した科目として表示することを要求しています。収益から減損損失を相殺して表示すべきではありません。予想信用損失および前年同期比の変動に重要性がない場合には、過年度にはこの個別の表示を行っていない可能性があります。しかし、COVID-19や信用リスクの増大を受け、この要求事項に注目が集まる可能性が高いでしょう。
- COVID-19に起因する測定の不確実性のレベルを考慮すると、開示は予想信用損失の報告における重要な構成要素となります(下記5をご参照ください)。

3. 単純化したアプローチを用いて測定する営業債権、リース債権および契約資産への影響

IFRS第9号の予想信用損失モデル適用の範囲に含まれる金融商品には、営業債権およびその他の債権、貸付金、その他の純損益を通じて公正価値で認識しない負債性投資(連結会社間貸付金を含む)、契約資産、リース債権、金融保証およびローン・コミットメントがあります。

多くの一般事業会社の企業集団において、予想信用損失の対象となるのは大部分が営業債権です。IFRS第9号で要求されているように、そのような営業債権や契約資産に重大な金融要素が含まれない場合には、予想信用損失の測定に単純化したアプローチを適用して全期間の予想信用損失を使用します。このような企業では、多くの場合、引当マトリクスを用いて予想信用損失を計算します。単純化したアプローチは、リース債権や重大な金融要素を含む債権にも適用が認められていますが、これは会計方針の選択となります。

しかし、これらの債権等に係る信用リスクの評価と予想信用損失の測定においても、将来予測的な情報(マクロ経済情報を含む)も考慮しなければならないことには変わりはありません。上述のとおり、将来予測的な情報には、COVID-19の感染拡大に関連するダウンスайдシナリオが1つまたは複数含まれる可能性があります。

企業は、引当マトリクスの適用前に、さまざまなグルーピングによる債権の階層化を行うことがよくあります。例えば、ある企業は、さまざまな業種の顧客に販売を行っており、その一部の業種は他の業種よりもCOVID-19の影響をより大きく受けているため、他の業種とは異なる債務不履行リスクに晒されている場合があります。このような階層化において考慮される可能性のあるその他の要因には、地理的地域、製品種類、顧客の信用格付け、担保、顧客の性質(例えば、卸売か小売かなど)が含まれます。

階層化の検討においては、何が対象債権に関する信用リスクをけん引する要素か、それが現在のCOVID-19の世界的な大流行によってどのように変化している可能性があるかを最初に理解することが重要です。必要となる階層のレベルは多くの場合重要な判断を要する問題であり、企業はグループ分けに際してさらなる細分化が必要となる箇所が存在しないかを考慮する必要があります。階層化は、特定の不良債権の引当という形で、個別の顧客レベルに至る場合があります。例えば、特定の顧客が財政難に陥っていることが判明している場合には、すべての年齢区分の債権に関して、引当を過去の平均よりも増加させる必要が生じる可能性があります。このような状況においては、損失の二重計上にならないように検討することが重要です。

COVID-19の世界的な大流行の影響のモデル化を試みる場合、企業は、出発点として、以前の景気後退期における顧客の行動を観察し、過去の信用損失実績を将来的な損失の見積りとして用いる可能性があります。しかし、ほとんどの区域は、近代になって移動と経済活動の両方についてこれほど重大な制限が課された状況を経験してきていないと考えられることから、そのような過去の情報に修正を加えることにより、当期の状況を反映しているということを裏付けられるようにする必要があります。これは、引当マトリクスの各タイムバケット(年齢区分)において、予想債務不履行リスクを増加させる可能性があります。

同様に、一部の顧客は通常よりも支払に長い期間を要する可能性があり、そのため期日超過のバケットに入る債務者の量が増加します。こうした遅延が信用リスクに起因するものなのか、単に業務手続上の問題(例:従業員がオフィスに来られないなど)によるものなのかは注意深く考慮する必要があります。多くの販売契約には支払遅延分の利息の請求権が含まれていますが、実務上は良好な顧客関係を維持するため、必ずしも実行されていません。企業に請求の意図がない場合には、利息を計上すべきではありません。

予想信用損失の測定においては、債務者の支払可能性や政府による取組みの影響についても、各報告期間末に見直す必要があります。

一般事業会社におけるシナリオに基づいた予想信用損失の計算に関する詳しい情報は、PwCの[In depth UK2018-03](#)「IFRS 9 impairment practical guide provision matrix」(英語のみ)に記載されています。

4. 貸付金(連結会社間勘定を含む)およびその他の単純化したアプローチを用いて測定されない資産 —信用リスクの著しい増大の識別

単純化したアプローチの使用が認められていない場合、あるいは企業が使用しないことを選択している場合には、信用リスクの著しい増大が生じたかどうか、すなわち12ヶ月ではなく全期間の予想信用損失が必要かどうかを判断するために、追加的な情報が必要となる可能性があります。これは、IFRS第9号の原則的なモデルが適用されるすべての債権に当てはまり、貸付金および大部分の連結会社間勘定が含まれます。考慮すべき要因には次を含みます。

- **債務不履行のリスク**—信用リスクの著しい増大は、損失の発生可能性ではなく債務不履行の発生可能性に基づきます。このため、政府による支援プログラムの中には、信用リスクの著しい増大の評価には影響を与えないものもあります。債務者に対して迅速に現金を直接支給して債務不履行リスクを緩和するようなプログラムは考慮すべきですが、報告企業に生じた損失を補償するために直接支払われるプログラムは、対象債権の債務不履行のリスクを軽減するものではありません。債務不履行のリスクが高まった場合、発生した損失の全額回収が予想される場合であっても、これは信用リスクの著しい増大が発生したことを意味する可能性があります。このような政府による支援プログラムを、政府補助金として会計処理または開示すべき場合に関するさらなるガイダンスについては[In depth INT2020-02](#)「新型コロナウイルス感染症が会計処理に及ぼす影響」(和訳は[こちら](#))をご参照ください。
- **支払の中断**—企業が相手方に対して支払の期限延長(「支払の中断(Payment holidays)」とも呼ばれる)を行う場合、IFRS第9号B5.5.17項(m)が支払の中断を信用リスクの著しい増大の潜在的指標に含めているため、経営者は信用リスクの著しい増大があったことを示すかどうかを評価する必要があります。上述したIASBの文書は、「特定の金融商品のクラスにおいて、すべての債務者に対する支払の中断による延長が行われる場合、そのような金融商品のすべてが信用リスクの著しい増大の状況にあると自動的にみなすべきではない」と指摘しています。しかし、一般事業会社がこうした「包括的な」支払の中断を与えることは多くなく、信用リスクの著しい増大が存在したかどうかは特定の事実および状況に照らして個別に評価すべきです。この論点は資金の貸手にとっては関連性の高いものである可能性があり、[In the Spotlight](#)「COVID-19: Top 5 IFRS Accounting Issues for Banks」では、より詳しいガイダンスを提供しています。
- **信用リスクが低い(LCR)場合の信用リスクの著しい増大評価の免除**—信用リスクが低い場合の免除は、通常は、外部の信用格付機関から投資適格格付けを得た有価証券か、企業グループにおいては、外部からの調達資金を企業財務部門や金融子会社から事業会社に移転するときに生じるグループ会社間債権に対して適用されます。ただし、信用リスクの高まりと外部格付けの引下げの間には、しばしばタイムラグが存在します。IFRS第9号は、外部機関による投資適格格付けを信用リスクが低いと考えられる可能性がある場合の一例としているのみです。より一般的な原則として、「信用リスクが低い」かどうかは市場参加者の観点から決定されるべきです[IFRS第9号B5.5.23項]。したがって、特定の債務者の外部信用格付けが投資適格のままである場合でも、それがタイムラグのみに起因するものであり、信用リスクが低い金融商品であると市場参加者がみなさなくなっている場合には、この免除は適用されず、当該金融商品について信用リスクの著しい増大があるかどうかを評価する必要があります。経営者は、グループ会社間の貸付金で、これまで債務者が発行した他の商品と同じ信用格付けを有するとみなされていたものにもLCRの免除がなお適用されるかどうかを評価する際には、このことを考慮する必要があります。
- **重要性の判断**—これまで重要な影響がないことを理由としてIFRS第9号に基づく予想信用損失の測定を簡素化していた場合は、現在の環境下においては再検討が必要です。
- 必要な計算に関する詳しいガイダンスは、[In depth INT2018-07](#)「IFRS第9号『金融商品』の減損に関する実務ガイド—個別財務諸表におけるグループ企業間の貸付金」(和訳は[こちら](#))に記載されています。

5. IAS 第 34 号に基づく期中財務報告およびその他の開示の検討事項

世界各国の多くの規制当局が、期中財務報告に関するスケジュールと要求事項の見直しを行っています。企業がIAS第34号に基づいて期中財務報告書を発行する場合、財政状態および業績の変化を理解する上で重要な、直近の年次報告期間末日以降の事象および取引の説明を求める包括的な要求事項に留意することが重要です。この要求事項を満たすための主要な検討事項には、次が含まれる可能性が高いでしょう。他の形式による期中財務報告を作成する場合も同様です。

- **重要な見積り**— 予想信用損失の算定に用いた重要な見積りを明確に識別し、説明することが重要です。多くの場合、2019年12月31日現在の重要な見積りに関する開示が良い出発点となりますが、この開示の単純なロールフォワードが適切である可能性は低いといえます。経済環境の変化や市場のダイナミクスの変化によって重要となった会計の新しい側面が存在する可能性が高いと考えられます。したがって、前回識別した重要な見積りに関する過去の開示は、もはや目的適格的ではない可能性があります。予想信用損失の規模が増大し重要な見積りに該当することとなった場合は、感応度の開示を期待する規制当局もあります。これは、感応度の開示が企業の将来に関する仮定の有益な開示になるとIAS第1号が示唆しているためです。
- **ストーリーを伝える**— 開示は、ボイラープレート(定型的な表現)を並べるのではなく、企業に固有の要因を反映し、見積りの作成方法についてのストーリーを伝えるものであるべきです。このような開示には、企業が晒されている信用リスクおよびその他のリスクがCOVID-19によってどのような影響を受けているか、予想信用損失の見積りにはCOVID-19の影響がどのように組み込まれているか、また、どの程度の不確実性が存在しており、それによって見積りは将来どのように変化する可能性があるかについての説明が含まれることとなります。
- **信用リスクの集中と管理実務**— 過去において、一般事業会社は、信用リスクや管理実務についてあまり詳細を明らかにしてこなかった可能性があります。企業が重要性のある信用エクスポージャーを有している場合には、投資家の要求する情報の詳細さは増加する可能性が高いといえます。例えば、企業は、大規模な企業とより小規模な企業に対するエクスポージャーや特定の業種に対するエクスポージャーについての開示の拡充を望む場合があります。これには、運輸業や小売業に対するエクスポージャーの開示を拡充したり、保険や信用状の使用と信用リスクの管理実務についてより詳しく説明したりすることが含まれます。

結論

COVID-19は、現代生活のほとんどすべての側面に影響を与え、かつてない困難を引き起こしています。COVID-19の経済的な影響は、会計および財務報告の多くの側面に影響を与えることとなります。一般事業会社におけるIFRS第9号の予想信用損失に関連する主要な問題の検討を進める上で、本文書をご活用ください。

© 2020 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.